

総行政第14号
令和4年1月21日

各都道府県知事殿
(財産管理担当課扱い)
(市区町村担当課扱い)
各指定都市の長殿
(財産管理担当課扱い)

総務大臣
(公印省略)

庁舎等の公共建築物等における木材利用の促進について

各地方公共団体におかれましては、公共建築物における木材利用に努められていることと存じますが、昨年10月1日付で、「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」の題名が「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」に改正され、法律の目的に「脱炭素社会の実現に資すること」が追加されるとともに、木材利用の促進に関する基本理念が新設されました。

また、木材利用促進の対象を公共建築物から建築物一般に拡大するとともに、建築物における木材利用を進めるため、国又は地方公共団体と事業者等が建築物木材利用促進協定を締結できる仕組みを設け、国又は地方公共団体は、協定締結事業者等に対して必要な支援を行うこととされました。

さらに、政府における木材利用の推進体制として、農林水産大臣を本部長、総務大臣等の関係大臣を本部員とする木材利用促進本部が設置され、基本方針の策定や木材利用の促進に関する施策の実施を推進することとされました。(別添1)

つきましては、地域の特色を活かし、建築物における木材の利用の取組を効果的に推進するために、庁舎等の公共建築物や民間建築物における木材利用の促進について、積極的に御検討いただくようお願いいたします。

なお、木材利用の促進のため、以下の地方財政措置を活用することが可能となっておりますので、積極的な活用を御検討いただくようお願いいたします。(別添2)

| 地方債 | 対象事業 | 充当率 | 交付税措置 |
|----------|----------------------|---------|-------------------------|
| 地域活性化事業債 | 原則全般的に地域木材を利用した施設の整備 | 事業費の90% | 元利償還金の30%を後年度基準財政需要額に参入 |

また、民間建築物を含む建築物一般で木材利用を促進するため、貴職におかれては、事業者等に対して建築物における木材利用促進のための協定の締結について積極的に働きかけていただくとともに、協定を締結した事業者等に対する必要な支援をお願いいたします。

加えて、木材利用促進のための協定については、「建築物木材利用促進協定の運用について」（令和3年10月21日・3林政利第110号 林野庁長官通知）において、林野庁長官から都道府県知事に対してその適切かつ円滑な運用が依頼されておりますので、お知らせいたします。

各都道府県におかれては、貴都道府県内の指定都市を除く市区町村に対してもこの旨周知願います。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

総務省地域力創造グループ地域政策課
茂原、酒川
連絡先：03-5253-5523

公共建築物等における木材の利用の 促進に関する法律の一部を改正する法律 概要

- 戦後植林された国内の森林資源は本格的な利用期。
- 木材の利用は、森林循環（造林→伐採→木材利用→再造林）を通じて、森林のCO₂吸収作用を強化し、脱炭素社会の実現に貢献。
- 公共建築物等木材利用促進法の制定から10年が経過。耐震性能や防耐火性能等の技術革新や、建築基準の合理化により、木材利用の可能性も拡大。

民間建築物を含む建築物一般で木材利用を促進する法改正が必要

1 題名・総則の改正

(1) 題名・目的の改正 (題名、第1条)

- 題名を「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」に改正
- 本法の目的に「脱炭素社会の実現に資すること」を追加

(2) 基本理念の新設 (新第3条)

- 木材利用の促進に関する基本理念を新設

(3) 林業・木材産業の事業者の努力 (新第6条第2項)

- 林業・木材産業の事業者は建築用木材等の適切かつ安定的な供給に努める旨を規定

(4) 木材利用促進の日・月間 (新第9条)

- 木材利用促進の日 (10月8日)、木材利用促進月間 (10月) を制定

2 建築物における木材の利用の促進に関する施策の拡充等

(1) 基本方針等の対象の拡大 (新第10条～第12条)

- 基本方針・都道府県方針・市町村方針の対象を公共建築物から建築物一般に拡大

(2) 木造建築物の設計・施工に係る先進的技術の普及の促進等 (新第13条)

- 木造建築物の設計・施工に係る先進的技術の普及の促進、人材の育成、建築用木材・木造建築物の安全性に関する情報提供等

(3) 建築物木材利用促進協定 (新第15条)

- 国・地方公共団体と事業者等による建築物における木材利用促進のための協定制度を創設
- 国・地方公共団体による協定を締結した事業者等への必要な支援

(4) 強度等に優れた建築用木材の製造技術の開発・普及の促進等 (新第16条)

- 強度・耐火性に優れた建築用木材の製造技術及び製造コスト低廉化技術の開発・普及の促進等

(5) 表彰 (新第31条)

- 国・地方公共団体による表彰

3 木材利用促進本部の設置

(新第25条～第30条)

- 木材利用促進本部を農林水産省に設置
(本部長：農林水産大臣、本部長：総務大臣・文部科学大臣・経済産業大臣・国土交通大臣・環境大臣等)
- 基本方針の策定、木材利用の促進に関する施策の実施の推進等

施行期日：令和3年10月1日 (附則第1条)

地域活性化事業債について

対象事業：原則全般的に地域木材を利用した施設の整備

充 当 率：事業費の90%

交付税措置：元利償還金の30%を後年度基準財政需要額に参入

令和3年度地方債同意等基準運用要綱(抜粋)(令和3年4月1日 総務副大臣通知)

- 1 地域活性化事業は、地域の活性化のための基盤整備事業(自然、景観、文化、再生可能エネルギー、産品等の多様な地域資源等の活用や、地方公共団体が核となった、産業界、大学等、地域金融機関の連携による事業化を通じ、地域経済循環を創造することに資する事業(略))を対象とし、事業内容の例示等は、以下のとおりである。

(1) 地域経済循環の創造

自然、景観、文化、再生可能エネルギー、産品等の多様な地域資源、伝統的地場産業、科学技術及び情報通信技術(ICT)等を活用し、産業界、大学等、地域金融機関、自治体(産学金官)の連携・協力関係を基に、自立した力強い地域経済循環を創造するための基盤整備

ウ 自然再生・地球温暖化対策事業

(オ) 原則全般的に地域木材を利用した施設の整備